

[事案 2020-90] 既払込保険料返還等請求

・令和3年3月14日 和解成立

<事案の概要>

無断で契約者貸付および解約等がなされたことを理由に、既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年4月に契約した利率変動型終身保険(契約①)および平成29年4月に契約した定期保険(契約②)について、以下のとおり、既払込保険料を返還して、損害賠償金等を支払ってほしい。

- (1) 配偶者は、募集人から助言を受けて、契約①で契約者貸付を受けて貸付金を費消し、その後、契約①を無断解約して解約返戻金を費消したため、契約①にかかる既払込保険料の一部を返還してほしい(請求①)。
- (2) 配偶者が自分に無断で契約①を解約したことを知っていた募集人は、配偶者に対して、自分を契約者とする契約②を勧誘し、加入と解約は自分に無断でなされたため、契約②にかかる既払込保険料の一部を返還してほしい(請求②)。
- (3) 配偶者が無断で行った行為は、募集人が助言していたものであるため、対応により生じた損害賠償金(通信費、交通費、休業損害)と慰謝料を支払ってほしい(請求③)。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①が有効に成立していることは争いがなく、また、契約者貸付および解約の手続は申立人の意思にもとづいており有効である。
- (2) 契約②の加入手続と解約手続は、必要書類を申立人が自ら作成しているか、配偶者が申立人の代理人として作成しており、いずれも有効である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時や解約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、請求①および請求③を判断するためには、配偶者の事情聴取を必要とするが、本手続では第三者の事情聴取を実施する手続は備わっておらず、契約者貸付と解約の効力を判断することはできないことから、この判断は裁判手続によるのが相当として、裁定手続を打ち切ることにした。

一方、請求②については、既払込保険料の一部を返還することは認められないものの、契約②の募集は無面接で、解約も申立人の意思確認をせずに行われており不適切であったといえることから、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。